

森林の伐採には伐採届の提出が必要です

自己所有の森林であっても、北海道の定める地域森林計画に含まれる森林を伐採しようとする場合には、**事前の伐採届の提出が必要です**。(森林法第 10 条の 8)

ただし、森林施業計画に登載され、事前に町の承認を受けている場合には事後申請で構いません。(森林法第 15 条～殆どは森林組合等が代行で手続きを実施しています。)

<伐採届の種類>

森林法第 10 条の 8・・・森林施業計画以外の森林伐採 (事前申請を要する)

森林法第 15 条・・・森林施業計画による森林伐採 (事後申請で構わない)

伐採届出の必要性

森林は、国土保全、水資源のかん養、地球温暖化の防止等のさまざまな機能を有しており、私たちの生活と密接に結びついています。一度この機能低下の無秩序な伐採が行われると、山崩れ等の土砂災害、水資源の悪化等をまねき、回復には長い年月と多大な費用を要することになります。このため、森林法では立木の伐採に対して届出を義務付け、森林所有者の責任を明確にしているのです。

伐採届の提出 (森林法第 10 条の 8)

1. 提出する書類

①伐採届様式・・・伐採及び伐採後の造林の届出書

②位置を示す図面・・・図面がなければ、町にご相談願います。

2. 対象となる森林

北海道が策定する地域森林計画対象森林 (殆どの森林が該当しています。)

ただし、保安林または保安施設地区に係る伐採は別に許可が必要です。この権限は北海道知事となりますので、宗谷支庁林務課にお問い合わせ願います。

3. 提出の期限

伐採する日の 30 日から 90 日前までに伐採届の提出を要します。

4. 提出先及びお問い合わせ先

中頓別町役場産業建設課産業グループ (林業班) TEL 01634-6-1111

5. 提出を要しない伐採

除伐を行う場合には提出の必要はありません。

6. 届出をする人

● 森林所有者 (自ら伐採、造林する場合)

● 立木を買い受けた方 (森林所有者との連名)

注 意 事 項

1. 無届けによる伐採の場合は、森林法による罰則が適用され、伐採中止の行政指導・命令処分や罰金 (30 万円以下) が課せられることもありますのでご注意願います。
2. 伐採後の山林を違う目的で使用する場合には林地転用となります。1.0ha 以下の場合には、この伐採届で町に提出願います。1.0ha を超える場合には北海道知事の林地開発許可となりますので、宗谷支庁林務課にお問い合わせ願います。
3. 森林伐採の際に過大な土地の形状変更等が生じた場合には、林地開発行為となりますので、地山を傷めないようにご注意願います。
4. 火災や風水害などの非常災害時に緊急で伐採した場合は「緊急伐採届出書」の提出が必要です。伐採後 30 日以内の提出ですので詳細はご連絡願います。